・具体的には、若者の定住と子育て支援に関する事項、新たな人の流れ・交流人口の創出に関する事項、地域資源を活用した働く場づくりに関する事項、夕張の未来を創るプロジェクトに関する事項、持続可能なまちづくりに関する事項、市民の負担軽減に関する事項、行政執行体制の見直しに関する事項に国・道の助言や支援のもとで、着実に取り組んでいく。

⑴　徹底した財政再建に向けた取組

これまでの財政再建に向けた取組とその実績を踏まえ、引き続き、歳入の確保と歳出の削減に徹底して取り組む。

ア　歳入の確保

・税率の見直しによる市税の増収、ごみ処理の有料化や各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加を図ってきたところであり、引き続きこうした取組により歳入確保を図ることとしつつ、定住・移住を促進する観点等から、一部の超過課税については、平成29年度より、標準税率等への税率見直しを行う。

・税や使用料などについて、一層の徴収対策、滞納整理を進めるとともに、市有財産の有効活用や売却を促進し、歳入確保に努める。

・公共施設の使用料、手数料については、受益者負担の観点から引き続き適切な設定に努める。

イ　歳出の削減

・人件費については、職員の大量退職により平成18年４月時点の職員数309名が平成19年４月には165名と大幅に減少し、平成28年４月には144名へと半減以下となり、効率化が大きく進んだが、今後は、⑵で述べる地域再生への取組に対する重点投資など財政再生期間終了後を見据えた市政運営を行っていくことから、都市として適正な規模の職員体制を確保していく必要がある。このため、人口規模が同程度で職員数が最も少ない他都市の水準を基本として、夕張市の地域特性等を考慮しつつ職員数の適正化を進める。また、職員給与については、全国最低水準を下回る大幅な削減をこれまでも行ってきたが、大幅な給与カットが長年続き人材確保が困難な状況にあることから、全国の都市の中で最も低い水準を基本として、適切な比較の下で処遇改善を行う。

・事務事業は、市民生活や財政再生計画終了後を見据えた地域再生の取組（以下「地域再生への取組」という。）のため真に必要なものに限定し、補助金の支出についても同様とする。経常的経費は、効率的な行政運営を継続することにより、徹底した削減を図る。

・投資的事業は真に必要な事業以外は行わない。認定こども園の整備、拠点複合施設の整備、市営住宅再編整備、市立診療所等移転改築など地域再生への取組として真に必要な事業については、効率的な整備に留意しながら適切に対応する。

・公共施設等は大幅な統廃合を行ったところであるが、維持管理を引き続き行う施設については、地域再生への取組のため真に必要な経費を計上するとともに、引き続き指定管理者制度の活用など民間活力の導入による効率化と経費の削減を図る。また、市が所有する観光関連施設については、売却又は指定管理者制度による管理委託を行う。売却先又は委託先が定まらない施設は、原則として休廃止する。

⑵　財政再生計画終了後を見据えた地域再生への取組に対する重点投資

⑴で述べた徹底した歳入の確保と歳出の削減を行いつつ、地域再生への取組として真に必要と考えられる事業については、効率性に十分留意しつつ、重点的な投資を行う。

・本市においては、人口減少と高齢化が急激に進む中で、広大な土地に集落が分散していることから、行政コストが割高で非効率な現状となっている。このため、認定こども園や拠点複合施設、市立診療所など公共施設の市中心部への集約により都市機能を充実するとともに、その近隣において市営住宅再編事業や若年層・女性向け低家賃賃貸住宅の整備を進めることで、コンパクトで効率的なまちづくりを目指す。

・本市の高齢化率は49％と全国都市の中で最も高い割合であり、15歳未満の年少人口の割合も６％以下と全国都市で最も低くなっている。このため、財政の健全化に当たって、お年寄りが暮らしやすい住環境の整備や医療、福祉の確保に努めるとともに、地域の将来を担う子どもたちが健やかに育ち、地元で学べる環境にも配慮する。

・小中学校教育については、今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、中学校については平成22年度、小学校については平成23年度に各１校に統合したところであるが、引き続き、教育条件を整備するとともに、よりよい教育環境の確保に努める。

・地域の元気の源泉である道立夕張高等学校については、道・国とも連携し、また、ＰＴＡの協力も得つつ、生徒の学習や部活動の強化、資格取得や人的交流の推進等を通し魅力化を図る。

・かつて本市を支えた石炭の歴史を後世に伝える石炭博物館については、適切な改修と管理を行い、旧美術館等に所蔵されていた郷土資料も含め、児童生徒の郷土学習や教科教育に活用するとともに、本市交流人口の増加を図る拠点として活用する。

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：次のとおり変更する

※各措置により見込まれる計画期間中の効果額は附表に記載

１　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

⑴　人件費

ア　職員数の適正化

・普通会計職員（消防職員を除く）は、平成28年４月現在で85人であり、人口千人当たり職員数は9.4人と人口規模が同程度の都市の15.7人を下回っている。一方で、地域再生への取組を進めつつ財政再生計画終了後を見据えた体制を確保することが必要であることから、人口規模が同程度で職員数が最も少ない他都市の水準を基本としつつ、計画的な職員の採用を行い、行政執行体制を整えていく。

・特別会計（国民健康保険、公共下水道、介護保険、後期高齢者医療、水道）職員については現在の体制を維持する。

イ　一般職給与の削減

・職員給与については、国家公務員準拠を原則としつつ、全国都市の中で最低の水準を基本とするため、以下の削減を行う。

・給料月額は９％削減とする。

・管理職手当は条例本則では13％以下としているが、課長10％、総括主幹８％、主幹５％、消防長12％、消防署長11％とする。

・時間外勤務手当は、災害等特別な事情を除き、給料総額の8.2％の範囲内とする。

・期末勤勉手当については、役職加算を凍結する。

・特殊勤務手当は財政再建計画で廃止したところであり、引き続き支給しない。

ウ　特別職給与及び報酬等の削減

・市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30％の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。ただし、平成31年４月改選までの間は、給料を条例本則の額から平均で60％以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。

・議員報酬は、当分の間、全国都市の中で最も低い水準とする。期末手当は削減後の報酬を基礎として、支給月数は年間2.45月に削減し、役職加算を凍結する。また、議員定数を平成31年４月の改選時に９人から８人とする。

・非常勤特別職報酬は、各種委員会の委員報酬等を平均で60％削減したところであり、引き続き効率的な運営に努める。